

統計調査員の実態と問題点

細野 誠 之[※]

Seiji HOSONO

The Actual State and Problems of the Local Enumerator

I は し が き

国勢調査、世界農林業センサスなど国の行なう各種の統計調査は、都道府県、市町村に委託されているが、直接に調査対象（調査客体、被調査者）に面接して調査を実施するのは市町村の統計調査員である。従って、統計調査員は統計機構の最末端、いわば第一線を担当する最も重要な要員である。昭和45年国勢調査においては、57万人、1970年世界農林業センサスにおいては、21万人、昭和47年商業統計調査においては、7万人にのぼる統計調査員が任命されているが、同一人が二つ以上の調査の調査員を兼ねて任命されていることもあるから、調査員の実数を正確に把握することは困難である。現在、統計調査の実査は全くこのような調査員によって行なわれているから、調査の成績、精度は、ほとんどこの調査員の段階で決定されるといっても過言ではない。

このように統計調査員は、統計調査機構において重要な役割をもっているが、最近、統計調査は多様化し、その種類は増加し、その内容はますます複雑になってきているので、多数の調査員を底辺とする地方、特に市町村統計組織の責任はますます重く、その負担も重くなってきている。しかし、現実には、調査員の負担する責任と労力に見合う報酬を支給することは困難であって、複雑な調査の実務は、調査員の奉仕精神と良心、プライドに依存しているのが現状である。また、このような状況においては、所定の調査員の獲得と確保はますます困難になりつつある。

ここでは、調査員の本質について考察し、調査員の資格（望ましい条件）をあげ、つぎに、現実の調査員が、そのような資格条件をもっているかどうかについて、われわれが島根県内で行なった実態調査、および行政管理庁の行なった全国的な実態調査などの結果によって検討し、調査員のもつ問題点とあり方、調査員組織改

善のための対策について述べたいと思う。そこで、はじめに、現在の統計学理論における調査組織論および調査員問題の取扱い方について、特に、マイヤー、ジーゼック、フラスケンパー等のドイツ社会統計学派および日本の統計学における所論を中心として、述べてみよう。

ここで引用した統計調査員実態調査の結果は、昭和48年6月、7月に島根県松江市、東出雲町および大社町において筆者の実施した調査を中心としている。ほかに、昭和48年4月実施した第24回全国統計大会事務局企画の島根県統計調査員実態調査および昭和46年11月行政管理庁実施の実態調査の結査からも引用した。

この調査に対する島根県統計課、松江市役所、東出雲町、大社町の町役場および統計調査員各位の御協力を感謝したい。

II 統計学における調査員論の展開と調査員の資格

統計学理論において、統計調査論を体系的、理論的に取扱ったのは、ドイツ社会統計学派のマイヤー（Georg von Mayr, 1841～1925）、ジーゼック（F. Zizek, 1876～1938）およびフラスケンパー（P. Flaskimper, 1886～）を中心とする統計学者である。元来、ドイツの統計学は、官庁統計の整備、体系化等の国家の行政的要請と関連して発展してきたものであるから、20世紀初期のマイヤーが統計調査の過程の考察を手続き技術論的に取扱ったのは当然なことである。マイヤーに対する批判から、ジーゼック以降の後期社会統計学派が生成したのである。ここでは、ドイツ社会統計学において、調査員の本質についてどのように扱っているかについて、前記のマイヤー、ジーゼック、フラスケンパー、その他蜷川虎三氏、有田正三氏等の所論を中心として述べてみよう。

1. ドイツ社会統計学における調査員論

※ 農業市場経済学研究室

まず、ドイツ社会統計学派の前期を代表するマイヤーは、その著「統計学と社会学」(1914年)の第3章と第5章において、調査員の問題について論及している。同書の第3章までの日本語訳「ゲオルク・フォン・マイヤー統計学の本質と方法」(大橋隆憲訳、昭和18年)¹⁾の第3章統計の方法と技術の第1段集団観察の準備、第2段集団観察自体において、調査組織、調査員の具備すべき条件等について述べている。

マイヤーは、調査員として、官吏(公務員)を利用することの是非、名誉職と有給職の比較などの重要な問題について論及しているが、特に、「有給職調査員の方が名誉職調査員よりも勝れているのが普通である」(同書218頁)と言っている。

次に、調査を課税のため利用する危険性については次のように述べている。すなわち、「調査を課税の用に供しないことは当然のことである」が、『調査を課税の用に供しないことの法律上の確約を与え、統計調査が関係者になんら危害を与えるものでないことにつき、実際上の経験を積ましていく場合のみ、証言者をして統計調査へのよき協力者たらしめることができる。尤も他方、「課税」という言葉に言及する場合には、課税目的でないという安心させる意味で用いても、全然信用しない被問者には、かえって迷信的な不安を起さしめる場合もあるが、そのほか、極めて重要な経済調査は規則的に年々繰返す仕組にした方がよろしい。この場合には被問者達も彼等のもつ疑惑になんら理由のないことを極めて容易に悟る』(同書188頁)と言っている。また、統計一般特に調査に対する国民の理解をうる必要があると説き、「この立場からみると統計調査実施の地盤を絶えず改良・準備することに、近時の進歩せる国民教育の課題があるであろう。」(同書219頁)と言っている。

マイヤーの所論は、手続き技術論的な色彩の強いものであるが、統計調査論の基本問題にふれているので、極めて示唆に富むものである。また、その後のドイツ社会統計学における統計調査論展開の基礎となっている。

次に、マイヤーの学説は、後期社会統計学派によって批判され、形式科学(方法学)としての社会統計学派が支配的になってきたが、ここでは当時1920年代の代表的な統計学者ジーゼックの「統計学綱要」(1921年)における「統計数獲得論」(統計調査論)をとりあげてみよう。ジーゼックの本書は、原典の入手ができないので、同書を詳細に紹介した有田正三「社会統計学研究」(1963年)²⁾によって、ジーゼックの所論について紹介しよう。

彼は、『統計数獲得論=統計調査論は、一般統計方法論の課題として、一方において個々には様々な変異をも

つ統計数獲得の方法的過程を「基本的方法行程」に還元することにより原則的な方法を定式化すると共に、他方においてこの原則的な方法が個々の統計数獲得に際してその実質的目標に順応しうる可能性とその方法的措置を規定する。かくて課題は二つの契機を含む、すなわち、普遍化と特殊化——この二つの契機を課題に含ませることによって統計数獲得方法論』は完結すると言っている(同書168頁)。そして、「統計数獲得方法の構成は、基本的方法行程の確立に向けられる。—(中略)—その構成は要素的基礎操作をめぐって行われる。統計数獲得の雑多な実務形態を構成部分にまず分解する。それを基本的目標と目的論的に関連させて機能を吟味し、基本的なものを選び出し標準化する。これが要素的基礎操作である。基本的目標を志向しつつ要素的基礎操作を連絡することによって基本的方法を完成する。」(同書171頁)。

次に、統計数獲得の方法的行程の形成にあたって、彼は二つの基礎概念を底流としている。すなわち、第一は、「四基本概念の理論」(調査単位、調査標識・群および表示の概念)であり、第二は、方法行程を指導的統計家の決定と統計的労働行程とによって二重に構成されるべきものとする概念である(同書183頁)。

ジーゼックの「決定」とは企画または準備であって、「労働行程をもつばら決定に規制されるものとして」とりあつたっている。労働行程の担当者として、「統計的補助力(調査機関、統計官庁の職員等)」をおくのである。彼においては、「労働行程担当者はただ決定のとおり動く非独立的機械的な存在でしかない」のである。彼の理論は、指導的統計家の役割を過大評価し、労働行程の意義を無視しているのである。まさに、有田氏の言うように、「中央集権的官僚機構の中に組み入れられた統計事業主宰者の意識ともいうべきであろう」(同書185~190頁)。

有田氏は、ジーゼックの統計数獲得論は、従来の統計調査論が統計調査の技術的手続きの問題の取扱いに終始していたのに対して、統計調査の論理的構造に接近したことによって高く評価されねばならない」と言っている(同書190頁)。しかし、「決定に対する労働行程の規定性あるいは優位性は全く無視され、労働行程に対する決定の規制性だけが前面におしだされている」点について批判しているのである。ジーゼックの「決定」「労働行程」「客体」をめぐる統一と対抗関係の考え方は、統計調査員の本質とあり方をさぐり、日本の統計調査機構に対する反省のために参考となるところが多い。

ジーゼックの統計調査論を発展させたのは、後期ドイツ社会統計学派のフラスケンパーである。彼は、「統計調査は社会的現実事態の直接的な外延的な数的規定性を

うる方法的過程である。」と規定した。また、数理統計学の成果を批判的に摂取しようとしており、「事論理と数論理の平行論」を説いている。彼は、「一般統計学 統計学綱要第一部」（大橋隆憲訳³⁾のB.統計の技術第20節統計数字の獲得において統計調査員の問題にふれている。

フラスケンパーは、「調査の機構」において、調査機関論の研究の必要性を論じ、特に、調査員を用意して、教育することは、調査準備の重要な点であるとしている（同書252～254頁）。また、具体的に、調査が成功するかどうかは調査票いかによるものであると論じており、最少の質問で最も多くのことを明らかにするのが統計家の技能であると言っている。さらに、調査心理学と調査票の心理学の研究の必要性について論じている。

2. 日本の社会統計学および最近の英米学派統計学における調査員論

蜷川博士は、ドイツ社会統計学と英米数理統計学の統一を試み、方法論科学としての社会統計学を發展させた。彼は、大量観察の技術的過程として、調査票の作成、運用機関と運用方法、特に、運用機関としての中央機関、従属機関および調査員の問題について論及しており、調査者—調査票—被調査者の3者の関係の仕方について述べている。彼の理論は、「統計学概論」（昭和9年）において述べられている。また、彼の「統計利用における基本問題」（昭和7年）⁴⁾によると、被調査者の理解ある協力、調査者が被調査者の不利益或いは不快の念を生ぜしむることをさげなければならぬことを強調し、調査の意義を被調査者に宣伝すること、調査員教育の必要なことを説いている。

なお、英米学派の統計学においては、一般に、統計調査の過程についての理論的分析は余り行なわれていない。従って、社会統計学派、特にマイヤーからジージェックまでの調査手続き論的思考が最近までのわが国の官庁統計における調査機構と調査員組織運用の基礎となっていたものと言うことができよう。

次に、20世紀初期以来、諸外国特にアメリカにおいて、市場調査、世論調査が行なわれるようになってきた。特に、わが国では、第2次大戦後、アメリカからその調査技術が導入され、それ以来、新聞社、各企業或いは専門調査機関によって行なわれている。方法論的には、標本調査法と面接法の採用を特徴としている。そして、これらの各種調査機関では、調査結果の信頼度を高めるために、調査組織の確立、調査員の獲得とその教育等の問題がとりあげられるようになってきたのである。

また、最近、計量経済学の発展によって、その経済政

策、経済分析への応用の盛んになってきたことは周知のとおりである。しかし、同時に、応用の基礎となる経済統計の信頼性についても反省と批判が行なわれるようになってきた。特に、モルゲンシュテルン（O. Morgenstern）は、その著「経済観測の科学」（1968年）⁵⁾において、経済統計の正確性と誤差について論じている。特に、その第2章経済統計の源泉と誤差において、情報秘匿と嘘、観測者の訓練、質問票からくる誤差、器差等の統計調査の根本問題について論じている。

彼は、『経済統計は調査がいかにこまかく設計されていても、たいていの場合、十分に訓練された観測者が調査集計するのではない。事にあたるのは、実査のためにとくにかり集められた人々である。このために非常に重大な大量の誤差が発生する。訓練をつんだセンサスの調査員、その他多くの実地調査経験者といえども、科学的な意味で厳密な「観測者」ではない。』（同書28頁）と述べ、天文学者、生物学者等は、「かれら自身みな科学者であって、介在する代理人をとおして研究したりすることはない。」（同書28頁）として、経済調査の調査員は、科学的意味で厳密な観測者ではないと論じている。また、経済調査においては、観測者のタイプ次第で回答は全く違ったものになる場合もあるし、さらに、観測対象が調査員（観測者）に向かって故意に「うそ」をいうことは、「社会観測と物理観測との決定的な差」（同書26頁）であると述べている。要するに、彼の所論は、統計調査の過程についての研究を軽視してきた英米学派の統計学の土じょうの上ではまれにみるものと言うべきであって、高く評価すべきであろう。調査員論の発展のために示唆されるところが大きいものと考えられる。

3. 調査員の資格

調査員としての資格・条件は、まず、調査員として適性のあることが第一であって、男女の性、年令、学歴、職業などの諸条件は第二次的であると考えべきであろう。適性とは、調査について能力、関心と興味をもっていること、熱心に誠実に調査を行なう意志をもっていること、性格的、思想的に余り偏した人間でないことなど、意識考え方、性格などの諸点である。なお、最近、統計調査の種類は増加し、また、専門的知識を必要とするものも少なくないが、この点については調査員教育によって知識を与えることができるので、調査員としての望ましい条件については、本質的に調査の種類による相違はほとんどないものと言ってよいと思う。次に、国の定めた主要な統計調査の調査員の資格について、「統計調査員の手びき」（昭和38年、奥野著）⁶⁾から引用すると次のとおりである。

- (1) 国勢調査
 - ① 年齢は原則として満20才以上65才未満の者であること。
 - ② 実地に調査を行ないうる者で、かつ調査に熱意のある者であること。
 - ③ なるべく調査区内に居住する者であること。
 - ④ 徴税等に直接関係のない者であること。
 - ⑤ 選挙関係者でない者であること。
- (2) 世界農林業センサス
 - ① その任用期間中世界農林業センサスの実施に関して積極的に協力することができること。
 - ② 健康な青壮年であること。
 - ③ 統計調査に理解があること。
 - ④ 調査を担当する区域内の住民の信望の厚いこと。
 - ⑤ 調査を担当する区域内の農業および林業の事情に明るいこと。
- (3) 商業統計調査
 - ① 統計調査に対して協力的な人
 - ② 商店に利害関係のない人
 - ③ 特に徴税に関係のない人

各種統計調査員の条件には、共通した項目が多いが、要約すれば、調査の内容を理解していて、協力的で、熱意のあること、徴税や選挙に関係のないこと、調査区の実情に明るいことなどの諸項目であろう。なお、調査員と被調査者との間の人間的関係にふれている条件としては、世界農林業センサスの調査員の④において、「調査を担当する区域内の住民の信望の厚いこと」を条件としてあげているのが注目される。

なお、アメリカの1950年のセンサスの調査員の条件のうちの1項目に、「一般市民と気安く話ができること」という条件をあげているが、被調査者側との心理的人間的接触の円滑さを条件としてあげているわけで、注目すべきことであろう。なお、世論調査の場合は、この点を特に重視しており、例えば、NHK番組世論調査では、「(4)態度言語の上で相手に悪感情を与えない人」、「(5)相手の話すことを静かにきく忍耐力をもっている人」という2条件をあげている。このことは世論調査以外の社会的経済的統計調査の場合も全く同じであって、これらの点に注意しないと、誤りの少ない統計はえられないものと考えらるべきであろう。従って、もし現在の国の各種の調査員の資格条件に新しい項目を付け加えて、より望ましい資格条件を規定するならば、被調査員との接触に関するNHK番組世論調査の調査員の条件(4)(5)を付け加えるのも一つの試みであろう。

さて、わが国の現在の統計調査員が、はたしてその望ましい適性と条件をもっているであろうか。これらの点

について、これから全国および島根県における3種類の実態調査の結果を参照しつつ、調査員の現状を考察し、検討してみたいと思う。

4. 統計調査員に関する実態調査

ここでは、国の行なう統計調査に限定すると、現在、統計調査員の確保が次第にむずかしくなっているの、地方の調査員の獲得と確保対策が問題となってきている。そこで、対策上の基礎的資料をうるために調査員の実態調査を行なうことが各方面から要請されてきたのである。例えば、行政管理庁が昭和46年11月に実施した調査（行管調査）、第24回全国統計大会事務局が昭和48年5月に実施した調査（全国大会調査）がそのような調査の事例である。別に、筆者は昭和48年6月下旬から7月上旬にかけて島根県松江市、大社町、東出雲町の3市町を中心として、特に、経常調査（継続的調査）の調査員25名について調査（島大調査と略称する）を行なった。ここでは、これら3調査の結果をまとめて問題点をのべる。

まず、行管調査は、都道府県調査と市町村調査の2部にわけて実施している。都道府県調査は、昭和45年度に国が都道府県に委託して実施した9種類の経常調査（家計調査、労働力調査、商業動態統計調査等）の統計調査員の実態調査である。市町村調査は、昭和45年度に、国が市町村まで委託して実施した統計調査（国勢調査等）の統計調査員の実態調査で市町村段階で調査したものである。調査項目は、両調査に共通で、調査員の選任方法、調査員の職業、性別、年齢、兼務状況、研修状況、機関紙の配布状況等にわたっている。調査対象は、都道府県調査の場合は、46全都道府県の調査員9,068名であり、市町村調査の場合は、46全都道府県から人口規模別にそれぞれ1市町計138を抽出し、合計68,540名である。

次に、第24回全国統計大会事務局では、昭和48年5月に、統計調査員実態調査、市町村統計職員実態調査および統計調査客体実態調査の3種類の調査を行なった。49の全都道府県にわたって実施しているが、そのうちの島根県統計調査員実態調査は、調査員42名を対象として行なわれている。調査員の調査の種類による内訳は、労働力調査4名、個人企業経済調査2名、家計調査9名、小売物価統計調査7名、工業統計調査3名、生産動態統計調査4名、商業動態統計調査4名、機械器具流通統計調査4名、毎月勤労統計調査乙5名で、合計42名である。

調査項目は次のとおりである。すなわち、年齢、性別、職業別、調査員経験年数、選任された動機、業務に対する考え方、調査非協力の経験とその実態および対策、統計調査の内容に対する意見、調査を円滑に行なう

方法、研修の必要性、調査所要日数と調査報酬の問題、交通費、通信費の支給等である。

島大調査においては、統計調査員25名を対象としているが、松江市6名、東出雲町10名、大社町9名で、いずれも有意抽出法によって代表的な調査員を選出した。なお、松江市は、常任調査員を設置していることを付記しておきたい。

調査項目をあげると次のとおりである。まず、調査員の年齢、性別、学歴、世帯主との関係、職業別、町村内の公職兼務状況、農家の場合は、その専業兼業の状況、農用地面積とその内訳、農業販売収入第一位の部門等について質問した。次に、昭和48年に担当した調査、昭和45年以降に担当した調査、調査員経験年数、選任された動機、調査労働の負担、調査報酬、調査労働の本務に与える影響、調査に対する非協力的実態、最も不正確になりやすいと考えられる調査等の諸項目にわたっている。

なお、この調査においては、調査員の資格条件に関係のある項目を中心として、実態を客観的に把握しうる項目に限定した。従って、意識、意見に関する項目は最少限にとどめ、なるべく入れないようにした。なお、調査員の適性をテストするための調査項目も考えられるが、実施技術上むずかしいので、ここでは取りあげなかった。結局、どのような人が調査員になっているか、その社会的経済的環境を知ること重点をおいた。また、自由意見を求めたが、回答もかなり多かったので参考のため紹介しておくことにする。この調査は、経常調査の調査員についての実態調査であるが、調査員の大部分は、昭和45年国勢調査あるいは1970年世界農林業センサスなどの際に、調査員、調査指導員としての経験をもっていたので、統計調査員制度についての一般的な自由な意見もきくことができた。

III 統計調査員の実態

統計調査員の全国的動向については、昭和46年11月実施の行管調査の結果によってその概要を知ることができる。また、島根県の実態については、同48年5月実施の全国大会調査と、同年6、7月に実施した島大調査の結果により説明してみよう。

1. 統計調査員の全国的実態

行管調査は、全国的に経常調査の統計調査員について行なった調査であるが、ここでは、都道府県調査と、市町村調査に分けて説明してみよう⁷⁵⁾。

(1) 都道府県調査の結果

1) 調査員の選任方法

9種類の経常調査の統計調査員として、年度初めに知

事が任命した全国9,068名のうち、66.4% (6,019名) は市町村からの推せんによるものである。汎用調査員名簿から選任されたものは少数であって、7.0% (633名) である。その他の方法によるものは24.9% (2,264名) に達するが、その選任方法は明記されていない。応募によるものは、1.7% (152名) で極めて少数である。なお、選任方法は、統計調査の種類によって異なっているもので、労働力調査においては、市町村推せんが83.3%に達しているが、個人企業経済調査においては、7.5%で少なく、公募が73.5%でその大部分を占めている。

2) 調査員の職業、年齢および男女別

経常調査の調査員の職業、年齢および男女別については表1に示すとおりであるが、そのうち、主要な点について説明してみよう。

まず、男女別についてみると、男は51% (4,628名)、女は49% (4,440名) であって、やゝ男が多いということができよう。調査の種類別にみると、家計調査においては、女子が86.4% (615名) で、その大部分581名は主婦であるが、各種調査のうち女子の調査員が最も多い。その他に小売物価統計調査、消費者動向予測調査においても、統計調査の性格によるものであろうが、女子の調査員が多い。また、生産動態統計調査においては72.1%、労働力調査においては60.3%が男子の調査員である。

次に、職業別にみると、この調査においては、主婦を職業と規定しているが、全体の40.3% (3,650名) が主婦によって占められていることになる。特に家計調査では、81.6%、小売物価統計調査では76.7%、消費者動向予測調査においては62.6%に達している。女子4,628名のうち、主婦は3,650名であるから、差引978名は主婦以外の職業の女子ということができよう。次に、公務員が2,242名で、24.7%を占めている。調査の種類別にみると、表1に示されるように、労働力調査、毎月勤労統計調査乙においては、30%以上を占めているが、特に、公務員が多い調査はない。しかし、公務員が統計調査員に任命されるのは、兼務であるから、多くの問題点を内包しているのである。会社団体職員は16.4% (1,485名) で比較的少ないが、生産動態統計調査においては、66.9%の多数を占めているのが目立っている。

全体として、主婦と公務員が最も多く、65%を占めている。しかし、このことは、経常調査に主婦と公務員が適しているわけではない。調査の性格と種類によって問題があるのである。

年齢別にみると、その年齢階級が細分されていないので、実態は明らかではないが、満20才以上満65才未満が94% (8,528名) を占めている。また、満65才以上、5.3

表1 経常調査の統計調査員の実態(全国)

(昭和45年度)

		合計名	労働力調査	小売物価統計調査	家計調査	個人企業経済調査	生産動態統計調査	商業動態統計調査	機械器具流通調査	消費者動向予測調査	毎月勤労統計調査乙
職	公務員	2,242 (24.7)	817 (35.1)	47 (7.4)	41 (5.8)	53 (26.5)	184 (13.0)	181 (23.2)	67 (23.2)	104 (23.2)	748 (33.0)
	会社団体職員	1,485 (16.4)	201 (8.7)	33 (5.2)	11 (1.5)	28 (14.0)	945 (66.9)	62 (7.9)	17 (5.9)	14 (3.1)	174 (7.7)
	個人業主	513 (5.7)	219 (9.4)	19 (3.0)	9 (1.3)	9 (4.5)	34 (2.4)	43 (5.5)	9 (3.1)	15 (3.3)	156 (6.9)
	主婦	3,650 (40.3)	734 (31.6)	486 (76.7)	581 (81.6)	73 (36.5)	179 (12.7)	385 (49.3)	135 (46.7)	281 (62.6)	796 (35.1)
	学生	220 (2.4)	70 (3.0)	9 (1.4)	5 (0.7)	4 (2.0)	7 (0.5)	17 (2.2)	9 (3.1)	1 (0.2)	98 (4.3)
	その他	958 (10.5)	284 (12.2)	40 (6.3)	65 (9.1)	33 (16.5)	64 (4.5)	93 (11.9)	52 (18.0)	34 (7.6)	293 (13.0)
業	計	9,068 (100)	2,325 (100)	634 (100)	712 (100)	200 (100)	1,413 (100)	781 (100)	289 (100)	449 (100)	2,265 (100)
男	男	4,628 (51.0)	1,403 (60.3)	105 (16.6)	97 (13.6)	119 (59.5)	1,019 (72.1)	341 (43.7)	133 (46.0)	147 (32.7)	1,264 (55.8)
	女	4,440 (49.0)	922 (39.7)	529 (83.4)	119 (59.5)	81 (40.5)	394 (27.9)	440 (56.3)	156 (54.0)	302 (67.3)	1,001 (44.2)
	計	9,068 (100)	2,325 (100)	634 (100)	712 (100)	200 (100)	1,413 (100)	781 (100)	289 (100)	449 (100)	2,265 (100)
年	満20才未満	60 (0.7)	14 (0.6)	2 (0.3)			20 (1.4)	5 (0.6)	1 (0.3)		18 (0.8)
	満20才以上 満65才未満	8,528 (94.0)	2,231 (96.0)	594 (93.7)	680 (95.5)	186 (93.0)	1,291 (91.4)	726 (93.0)	262 (90.7)	432 (96.2)	2,126 (93.9)
	満65才以上	480 (5.3)	80 (3.4)	38 (6.0)	32 (4.5)	14 (7.0)	102 (7.2)	50 (6.4)	26 (9.0)	17 (3.8)	121 (5.3)
	計	9,068 (100)	2,325 (100)	634 (100)	712 (100)	200 (100)	1,413 (100)	781 (100)	289 (100)	449 (100)	2,265 (100)

注 1. 全国46都道府県9,068名(うち中途離任者1,771名), 行政管理庁調査

2. ()内はパーセント

3. 行政管理庁, 統計情報 1972年5月 p.106~107

% (480名)で極めて少数である。

3) 統計調査員の兼務状況

経常調査の統計調査員について、各種の調査間の兼務状況をみると、全体の87.3% (7,913名)は、一つの調査の調査員として従事している。従って、二つの調査の調査員として兼ねて従事した者は8.4% (760名)、三つ以上の調査の調査員として兼務して従事した者は4.3% (393名)で極めて少ない。

4) 汎用調査員名簿の作成状況

特別の調査に限定しない、いわゆる汎用調査員名簿を

備えつけているのは、10府県であって、名簿登載人は15,469名である。必要に応じて、この登録者のなかから調査員を任命している。

5) 研修および機関誌(紙)の配布

統計調査員に対して、研修会の実施または機関誌(紙)の配布をおこなっている府県は18であるが、そのうち5道県においては、道県統計協会の事業として行なっている。その他の29都府県においては、研修会の開催、機関誌(紙)の配布は全く行なっていない。

6) 特別の統計調査員制度の実施状況

統計調査員選任確保対策として、市町村に対して助成しているのは10府県である。なお、宮城、山形、静岡の3県においては、県統計協会に対して助成を行なっている。なお調査員の任期は、2年が3県、1年未満が1県で、大部分の府県は任期を決めていない。その報酬は2県（神奈川県と愛知県）では、年間2千円以上支給されているが、その他の府県では支給していない。

(2) 市町村調査

昭和45年度に、国が市町村まで委託して実施した統計調査の調査員の実態、および市町村が昭和45年度に制定した統計調査員選任対策の実態を、市町村段階で調査した結果である。

1) 調査員の選任方法

調査員68,540名のうち、町内会等の推せんによるものが最も多く、39.0% (26,730名) を占めている。汎用調査員名簿によるものは、13.0% (8,904名) であるが、公募によるものは2.1%に過ぎない。それ以外の方法によって選任されたものが45.9% (31,476名) で都道府県調査に比べると多くなっている。また、工業統計調査と商業統計調査の場合には、町内会等の推せん者は少なくても6.7%に過ぎない。

2) 調査員の職業別、年齢別および男女別

市町村調査における調査員の職業別、年齢別および男女別の実態は表2に示すとおりである。

まず、男女別についてみると、男は74.7% (51,170名) で全体の4分の3を占めているから、残りの4分の1が女子である。経常調査に比べて女子の比率が低い、これは調査の種類と性格の相違によるものであろう。

次に、職業別にみると、公務員が27.7% (18,956名) で最も多く、個人業主は20.4% (13,972名)、主婦は17.3% (11,887名) である。市町村の人口規模別にみると、人口規模が大きくなるに従って、公務員の割合が減少している。しかし、比較的小規模で人口2万人前後の市町村においては4割近くが公務員である。逆に、主婦のしめる割合は市町村の人口規模が大きくなるにつれて増加している。

年齢別にみると、満20才以上満65才未満が88.2%を占めている。満65才以上が10.8%であるから、経常調査の場合の5.3%に比べると、2倍である。そして、市町村の人口規模の大きくなるほど満65才以上の調査員の占める割合の大きいことがわかる。なお、年齢別階級区分が細分されていないので、都道府県調査（経常調査）の場合と同様、年齢別の実態を詳しく把握することは困難である。

表2 国勢調査、工業および商業統計調査の統計調査員の実態（全国）
（昭和45年度）

		計名	国勢調査	工業統計調査	商業統計調査
職	公務員	18,956 (27.7)	15,416 (26.6)	1,337 (36.1)	2,203 (32.1)
	会 社 団 体 員	9,685 (14.1)	8,641 (14.9)	357 (9.6)	687 (10.0)
	個人業主	13,972 (20.4)	12,192 (21.0)	573 (15.5)	1,207 (17.6)
	主 婦	11,887 (17.3)	9,199 (15.9)	902 (24.4)	1,786 (26.0)
	学 生	2,644 (3.8)	2,543 (4.4)	23 (0.6)	78 (1.1)
業	そ の 他	11,396 (16.7)	9,985 (17.2)	510 (13.8)	901 (13.2)
	計	68,540 (100)	57,976 (100)	3,702 (100)	6,862 (100)
男	男	51,170 (74.7)	44,053 (76.0)	2,548 (68.8)	4,569 (66.6)
	女	17,370 (25.3)	13,923 (24.0)	1,154 (31.2)	2,293 (33.4)
女	計	68,540 (100)	57,976 (100)	3,702 (100)	6,862 (100)
年 令	満20才未満	680 (1.0)	615 (1.1)	20 (0.5)	45 (0.6)
	満20才以上 満65才未満	60,451 (88.2)	50,979 (87.9)	3,339 (90.2)	6,133 (89.4)
	満65才以上	7,049 (10.8)	6,382 (11.0)	343 (9.3)	684 (10.0)
	計	68,540 (100)	57,976 (100)	3,702 (100)	6,862 (100)

注 1. 全国市町村統計調査員68,540名、行政管理庁調査
 2. ()内はパーセント
 3. 行政管理庁、統計情報 1972年6月 p.140~141

3) 調査員の兼務状況

全体として、市町村の人口規模には余り関係なく、約9割 (86.9~90.2%) の調査員は、一つの調査の調査員として従事している。二つの調査の調査員を兼務する者は、約8%前後 (6.4~8.8%) であって、三つの調査の調査員を兼ねていた者は約4%前後 (3.4~4.6%) で極めて少数である。なお、1970年世界農林業センサス（悉皆調査）の調査員とその他の経常調査の調査員との兼務はこの調査では明らかにされていないが、島大調査によると相当数あるものと推定される。

4) 汎用統計調査員名簿の作成状況

調査市町村 138のうち、名簿を作成し備えつけている市町村は48で、全体の約3分の1である。人口規模10～15万人の市においては、27市7,814名が登録されており、19市は備えていない。また、人口規模2万人前後の町村においては、7町で、544名に過ぎない。

5) 研修会および機関誌（紙）の配布状況

統計調査員に対して、研修会の実施、機関誌（紙）の配布等を行なっているのは、25市町のみである。人口規模2万人前後の市町村においては、5市町村のみであるが、10～15万人の市においては、14市である。一般に、調査員に対する研修教育制度は遅れているといえよう。

6) 特別の調査員制度の実施状況

特別の統計調査員制度を採用している市町村は、48市町で、全体の約3分の1である。人口規模10～15万人の市においては、27市が制定実施している。人口規模の小さい市町村では制定している事例は少ない。また、これら調査員に対する報酬の支給状況をみると、2千円以上支給しているのは、7市町のみである。2千円以下が3市であって、その他の市町においては支給していない。なお、調査員の任期は、1年以上が7市町、1年以下が2市と定めているが、その他の市町においては任期は定めていない。

2. 島根県における統計調査員の実態

昭和48年5月実施した全国統計大会事務局企画の調査（全国大会調査）は、島根県内では42名の経常調査の調査員を対象としている。調査員の居住地域は、松江市（20名）、出雲市（5名）、簸川郡（5名）、八束郡（3名）、その他広く県内5市4郡にわたっている。ここでは、この調査の結果と、6～7月に松江市、東出雲町、大社町において実施した島大調査の結果（調査員25名）を中心として島根県の調査員の現状について述べたいと思う。

(1) 統計調査員の選任方法

調査員に選任された動機と方法については、行管調査によると、全国的に、市町村の推せん或いは町内会の推せんが多い。島根県に関する2調査においては、いずれの場合も「頼まれたから仕方なく」が第1位であって、全国大会調査において80%、島大調査においても63%をしめている。市町村当局から「頼まれて」引き受けた者が多いことがわかる。しかし、このことは必ずしも調査員として不適任であることを示すものではなく、むしろ、市町村当局が適任者に頼んで任命した場合が大部分であると言うこともできるであろう。また、自分の生活に多少の余暇と余裕ができたので、「社会奉仕」あるいは

表3 統計調査員に任命された動機（島根県）

	昭和48年5月 全国大会調査	昭和48年6～7月島大調査			計
		松江市	東出雲町	大社町	
頼まれたから仕方なく	19名	2名	7名	6名	15名
家計費小づかいのため	7				
余暇ができ社会勉強	5	1		1	2
社会奉仕として	3	2			2
その他	8	1	2	2	5

注 1. 松江市は常任調査員である。

は「社会勉強」をする心掛けの者もかなりいる。また、少数であるが、統計調査の業務自体に関心と興味をもっているので引き受けた者もあった。なお、調査報酬によって家計の不足を補う者はほとんどない。また小づかいにする者もあるが、現在の調査員手当は、調査の労力に比べると、少額であって、子供の菓子代程度であるという意見が多かった。

(2) 調査員の職業別、年令別、男女別および学歴別

統計調査員の属性については、別表4、5、6、7に示すとおりであるが、次にその要点を説明しよう。

まず、全国大会調査によると、42名のうち、65%（27名）は女子であるが、このことは経常調査の調査員に女子の多いことを示している。島大調査においては、24名のうち、40%（10名）が女子である。特に、松江市は常任統計調査員を任命しているが、38名のうち32名は女子である。

次に、年令別にみると、表4、7のように、40～49才までの調査員が、他の年令階級に比べて多い。いま、30～49才までを一括すると、全国大会調査において79%、島大調査の場合63%、また世界農林業センサスにおいては、66%をしめていることがわかる。

職業別にみると、全国大会調査においては、別表4に示すように、無職の主婦が50%をしめているが、その大部分は世帯主の妻である。島大調査においては、女子10名のうち6名が主婦であって、そのうち1名は役場職員である。また、公務員は、全国大会調査においては、20%（9名）に過ぎないが、島大調査においては、50%（12名）であって、いずれも、市町役場の職員である。調査員に公務員の多いことは調査員獲得の困難なことによるもので、全国調査においても同様な傾向であるが、統計組織の問題点となっている。また、1970年世界農林業センサスについてみると、調査員のうち、農業者（農

表4 島根県の統計調査員の実態 (1)

(全国大会調査 昭和48年)

		全国大会 調査計	労働力 調査	家計 調査	小売物価 統計調査	個人企業 経済調査	生産動 態調査	商業動 態調査	毎月勤労 統計調査	工業統計 調査	島大 調査
年 令	30才未満	1名								1	4名
	30～39才	8			1		2	1	3	1	7
	40～49才	25	3	6	6	2	1	3	2	2	8
	50～59才	7		3	2	1	1				2
	60才以上	1	1								3
	計	42	4	9	9	3	4	4	5	4	24
男 女	男	15	1		2	2	4	1	3	3	14
	女	27	3	9	7	1		3	2	1	10
	計	42	4	9	9	3	4	4	5	4	24
職 業	民間つとめ人	1					1				
	自営業	4	1				1		1	1	
	公務員	9			2		2	1	2	2	
	主婦	21	1	9	6	1		2	1	1	
	その他	7	2		1	2		1	1		
	計	42	4	9	9	3	4	4	5	4	

注 1. 全国大会調査の調査種類別内訳と島大調査を引用した。

家)が74%(3,400名)を占めている。また、市町村公務員は12.8%、農業団体職員6.5%に達している。その調査員の48%(2,208名)は、1965年の農林業センサスの調査員の経験者である。

学歴別の調査員の实態を、島大調査によってみると、24名のうち、新制高校10名、旧制中学、高女7名で、高等学校卒業程度の者が70%を占めている。新制中学、高等小学は5%である。なお、学歴は必ずしも調査員としての第1の条件ではない。そのためか、全国大会調査、行管調査においては調査項目に含まれていなかった。

次に、調査員の経験年数を見ると、全国大会調査の場合、3～5年が最も多く31%(13名)を占めている。3～10年までを合計すると、24名で57%に達している。11年以上も14名であるが、2年以下の経験の浅い者はごく少ない。島大調査の場合も同じ傾向で、24名のうち10名は11年以上の経験をもっている。要するに、この二つの調査から、経常調査員の場合は、調査経験の豊かな者が多いことがわかった。このことは、反面、一つの問題点となるのである。

なお、島大調査において、調査員が昭和45年以後担当した統計調査を質問した結果は、表8に示すとおりである。経常調査の場合も、二つ以上の調査を担当したことのある調査員の多いことがわかった。また、昭和45年国勢調査か1970年世界農林業センサスの何れか一方、あるいは両者の調査員(調査指導員を含む)として参加した

者がかなりあることを示している。

(3) 研修会および機関誌(紙)の配布

統計調査員に対する統計調査法に関する専門教育、研修は、全国的にも実施している府県は少ないが、島根県においても特別に行なっていない。松江市では、常任調査員(38名)を中心として松江市統計協会を設置しているが、昭和47年度の事業として、常任調査員を対象として、「調査員の接客態度等」について1日研修を行なっている。

(4) 調査員の待遇

国の統計調査員は、公務員として、行政職(1) 7等2号給の日額換算の手当が支給されている。昭和48年度の統一単価は1日当り1,650円であって、各省庁の統計調査共通の金額である。昭和22年以來の調査手当(統一単価)の推移は表9に示すとおりである。昭和21年には30円、同35年には230円で極めて低額であったが、昭和40年以來年々増額され、48年度は1,650円になったのである。

なお、調査員手当の問題点は、実際に交付される調査員手当の予算額は、統一単価×日数×0.885であって、統一単価より減額されて支給されていることである。0.885は予算査定時にきめられる比率で、合理化率といわれている。問題は、この合理化率の存在と、標準所要日数が適正であるかどうかということである。

現在の主要統計調査の標準所要日数は別表10に示すと

表5 島根県の統計調査員の实態(2)
(島大調査昭和48年)

	計名	男の職業					女の職業				世帯関係	
		市町 公務員	団 体 員	商 業	サー ビ ス 業	な し	市町 公務員	団 体 員	な し	世帯主	その他	
松 江 市	30才未満											
	30～39才											
	40～49才	3 (3)							3		3	
	50～59才	1 (1)							1		1	
	60才以上	2			1	1				2		
計	6 (4)				1	1			4	2	4	
東 出 雲 町	30才未満	4 (1)	3					1			1	3
	30～39才	3 (2)	1					1	1		1	2
	40～49才	2	1		1					2		
	50～59才											
	60才以上											
計	9 (3)	5		1			2	1		4	5	
大 社 町	30才未満											
	30～39才	4 (1)	2	1				1			2	2
	40～49才	3 (1)	2						1	1	2	1
	50～59才	1 (1)									1	1
	60才以上	1			1						1	
計	9 (3)	4	1	1			1	1	1	5	4	
総計	24(10)	9	1	2	1	1	3	2	5	11	13	

注 1. 女の職業の「なし」は主婦、松江市は常任調査員
2. ()内は女子の内数

おりである。標準所要日数が、現実の調査日数よりも少なければ、それだけ手当が少ないわけで、負担を重く感じることになる。しかし、実際の調査日数は、調査員の受け持ち区域と調査客体の条件によってある程度相違があるので、標準所要日数がどの程度不足しているかについて客観的に判定することはむずかしいのである。なお、労働力調査、家計調査、小売物価統計調査等の場合は、調査員手当のほかに、交通費が支給されている。参考までに、調査員手当等の支給状況の実例を示すと別表11に示すとおりである。

次に、全国大会調査において、調査員の手当についての意見を、「報酬額をどう思いますか」という形式で質問した結果の回答は、別表12に示すとおりである。まず、「この程度でよい」と答えたものは、13名に過ぎなかったが、「少ないと思う」が25名であった。家計調査の場合は、「この程度でよい」が6名あったのは、調査員の大部分が主婦であることによるものといえよう。ま

た、島大調査によると、強く手当に対して不満の気持ちを表明したものは4名に過ぎなかった。むしろ、夜間の調査或いは山間へき地の調査の際に、特別の手当、交通費等の支給を要望する者があった。また、市町村役場の統計係職員の調査(全国大会調査)結果によると、現在の調査員手当の金額は、「ふつう」が49名、「安い」が10名である。役場の統計係職員の受け取り方(意見)としては、現在の調査員手当は、必ずしも低くないと言えることになる。

なお、そのほか特に注目すべき意見をあげると次のとおりである。(1)「調査員に任命される時に、調査手当の金額をはっきりと調査員に通知すること」、(2)「調査終了後すみやかに手当を支給すべきである」という意見(要望)がかなりあった。このような意見(要望)のあることは、現実に手当の支給が遅れており、また、手当の金額も事前にあらかじめ通知されていないことを示しているものと言えよう。

表6 島根県の統計調査員の実態(3)
(島大調査 昭和48年)

	計名	学 歴				調 査 員 経 験				
		中 学 旧高小	高 校	旧中学 旧高女	その他	1～2年	3～5年	6～10年	11～15年	16年以上
松江市	30才未満									
	30～39才	3 (3)	1		1				2	1
	40～49才	1 (1)			1				1	
	50～59才	2			2			2		
	60才以上									
計	6 (4)	1		4	1		2	3	1	
東出雲町	30才未満	4 (1)	1	3		1	3			
	30～39才	3 (2)		3			3			
	40～49才	2			2				1	1
	50～59才									
	60才以上									
計	9 (3)	1	6	2	1	6		1	1	
大社町	30才未満	4 (1)		4			1	2		1
	30～39才	3 (1)	2		1			2		1
	40～49才	1 (1)	1							1
	50～59才	1				1				1
	60才以上									
計	9 (3)	3	4	1	1	1	4		4	
総計	24(10)	5	10	7	2	1	7	6	4	6

注 1. 松江市は常任調査員 2. ()内は女子の内数

表7 世界農林業センサスの調査員の实態
(1970年 島根県)

	調査員数	年 令					男 女		職 業			
		30才未満	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	男	女	市町村 公務員	農業団 体職員	農業者	その他
島根県	4,598 (100)	528 (11.5)	1,315 (29.0)	1,706 (37.0)	719 (15.6)	330 (7.2)	4,155	443	589 (12.8)	286 (6.5)	3,400 (74.0)	323 (7.0)
松江市	212	12	51	79	47	23	201	11	6	3	180	23
東出雲町	41	8	9	18	4	2	41		6	2	33	
大社町	90	18	29	29	13	1	66	24	27	11	33	19

注 1. 島根県統計課, ()内はパーセント 2. 世界農林業センサス 1970年(悉皆調査)の統計調査員

表8 統計調査員の過去に担当した調査(島根県)
(島大調査 昭和48年)

	昭45 国勢調査 (A)	1970世界 農林業セ ンサス(B)	(A)(B) 両調査	昭47商業 動態調査	住宅統 計調査	商業統 計調査	工業統 計調査	商業実 態基本 調査	家 計 調査	労働力 調査	漁業セ ンサス	調査 員数
松江市	4	2	2		5	1	6	5	3	1		6
東出雲町	4	1	2		3							9
大社町	1	1	7	2		2	2				7	9
合計	9	4	11									24

注 1. 昭和40年国勢調査, 1965年世界農林業センサスは省略した。
2. 経常調査は主要なものをあげ, その他は省略した。

表9 統計調査員手当の推移 (日本)
(昭和22年度より同47年度まで) (単位:円)

年度	昭和 22 ・ 23	24	25 ・ 26	29 ・ 34	35 ・ 36	38 ・ 39	40	41	42	43	44	45	46	47
金額	円 50	100	170	210	230	350	500	600	650	700	770	870	1,130	1,340
卸売物 価指数	48.2	127.9	208.8	(昭和30) 343.0	(昭和35) 352.1	(昭和38) 356.0	359.4	368.1	374.7	377.9	385.9	399.9	397.2	403.3

注 1. 卸売物価指数(総平均)昭和9～11年基準
2. 昭和21年度30円, 同48年度は1,650円
3. 統計第24巻第3号(1973年3月号)p.56

表10 統計調査の標準所要時間
(昭和35年より最近まで)

	受持 対象数	訓練会	準備 調査	実査	審査	提出	その他	計
国勢調査	50	1日	2	3		1		7日
事業所統計調査	60	1日		2		2		5日
家計調査	13	0.5日	2	5	2	2	1	12.5日
労働力調査	50	1日	4	12		1		18日
世界農林業センサス	28	2.5日	1	4		0.5		8日
工業統計調査	14	4時間	4	22				30時間
商業統計調査	45	4時間	4	22				30時間

注 1. 奥野定通「統計調査員の手びき」(昭和38年)p.35

なお、参考のため諸外国の調査員手当支給の状況を見ると、オランダの人口センサス(1960年)においては、調査員1名当たり受け持ち対象は約30世帯で、4日間50ギルダー(約5千円)である。また、小売物価調査の場合は、月2日として1日20ギルダー(約2万円)である。アメリカの1960年人口センサスの場合は、1日当たり12ドル(約4,320円)である。1960年当時の日本の統一単価は1日当たり230円であったから、日本の調査員手当が極めて安かったことがわかる⁷⁾。

(5) 調査客体の非協力

調査客体が調査員に対し協力的であって、所定回数の訪問と面接によって回答が得られれば、調査員の負担はそれほど大きくはならない。また、余分の交通費も必要としないから、調査手当と交通費に対する調査員の不満はそれほど大きくはない。しかし、調査に対する非協力者の多い場合には、調査員の負担は大きくなり、その上、調査結果の信頼度にも影響を与えることになる。

全国大会調査によると、調査員42名のうち、調査の際に困った経験のある者は40名である。これを調査の種類別にみると、家計調査の場合9名、小売物価統計調査の7名などが目立っている。また、40名のうち、調査客体の非協力で困った経験のある者は28名で、「何度訪問しても留守」が2名であった。なお、全国大会調査におい

て、受持った調査客体のうち非協力者の割合は、客体の3割未満が27名、3～5割が14名であった。非協力的な調査客体に対しては、「何回も訪問し調査の目的や趣旨を繰返して説明した」調査員が40名で大部分を占めている。これらの事実から、実際の調査日数は、所定の標準日数では不足であって、現実には、日数は超過し、その結果、調査員の負担の増大となっていることを示している。

なお、島大調査の結果によっても、調査員24名のうち、10名が調査客体の非協力を経験している。特に、家計調査および商業、工業に関する調査の場合に、非協力的な客体がでている。極端な事例として、少数ながら、調査拒否の客体もみられた。所得、収益、経営状態などのように、私生活および企業の秘密或いは課税などに関係のある場合には、程度の差はあるが、調査に対する非協力が生じているのである。

また、調査客体側の意識を、全国大会調査(調査客体調査)の結果によってみると、43名の客体のうち、22名は、「やむをえない」から協力すると言っている。また、「協力困難」と回答した者が3名であった。積極的に「非協力的な客体」はなかったが、消極的にやむをえず調査に協力している者が多いことを示している。

(6) 統計調査制度に対する調査員の意見と要望

表11 統計調査員手当と交通費の支給状況
(島根県 昭和48年6月現在)

統計調査 (所管)	調査方法	調査員 総数	調査員1 人当り平 均受持調 査対象数	調査員手当		交通費の 支給
				金額 (円)	計算日数	金額 (円)
1970年世界農林業センサス(農林省)	悉皆調査(面接)	4,598	19.3	4,560	5.2	なし
漁業センサス(農林省)	海面	515	16.7	8,250	5	なし
	内水面	121	16.7	6,600	4	
	河川	121	72.3	4,125	2.5	
島根県農家基本調査(島根県)	標本調査(面接)	652	22.2	4,740	4	なし
家計調査(総理府)	標本調査(留置)	9	12	毎月 16,070	11	毎月 1,040円
労働力調査(総理府)	標本調査(留置)	52	39	実地調査 毎月 5,850	4	毎月 320
				地区名簿作成 4,390	3	240
事業所統計調査(総理府)	悉皆調査(面接)	742	55.8	5,760	4.3	180
工業統計調査(通産省)	悉皆調査(留置)	297	12	7,340	4.5	
商業統計調査(通産省)	悉皆調査(留置)	505	28	7,078	4.5	

注 1. 島根県統計課調査 2. 調査員手当は1人当り金額

次に、島大調査において、統計調査員の現行の計統調査制度に対する自由意見と要望をまとめてみたので、全国大会調査の自由意見と対照しながら説明してみよう。

- ① 現行の各種統計調査の調査項目、調査方法、調査時期を再検討して、相互間に重複しないように整理して、全体として統計調査制度を簡素化すること..... 5件

特に、商業工業関係の悉皆調査と抽出調査、事業所統計調査との間などの調整を要望する意見が多かった。また、農林業センサス、その他農林省統計情報部実施の抽出調査の再検討と整理を望む意見もあった。全国大会調査においても同様な意見があった。すなわち、全国大会調査の市町村統計系の調査結果をみても、59名のうち、37名は調査の統合整備が必要であるという意見を持っている。また、同調査の調査客体調査の結果をみても、23名は統計調査が多過ぎると言っている。調査される客体側の意見である。

なお、市町当局の指定統計制度改正についての意見もあった。

- ② 調査票の集計整理と調査結果の発表を速やかに行ない、調査結果の資料を調査員に配布すること..... 3件

市町村の調査員は、短期間に調査票を回収点検して提出するが、何時集計が終って、その結果が印刷公表され

表12 調査員手当に関する意見調査 (島根県)
(報酬額をどう思いますか)

	あまりに 少な すぎる	少ないと 思う	この程度 でよい
家計調査		3	6
労働力調査		3	1
毎月勤労統計調査乙	1	3	1
小売物価統計調査	1	3	3
個人企業経済調査		2	
生産動態統計調査		3	1
商業動態統計調査	2	2	
機械器具流通統計調査		3	1
工業統計調査		3	
計	4	25	13

注 全国大会調査 (昭和48年5月)

たか、何も知らされていない。このような調査員の不満と調査結果の刊行物の配布を要望する者が少なくなかった。

- ③ 調査実施にあたって、標本の抽出と標本の変更を調査員にまかせること..... 2件
調査員は、受け持っている地域の実情に明るいから、標本抽出および標本を変更する自主性を与えることを要望する調査員のあることは注目すべきことである。現行

の統計制度においては、たとえ、不適格な調査客体が選出されても標本を変更することが困難である。結局、このことが調査結果をゆがめ、信頼度の低下に影響するという意見があった。

- ④ 調査方法として、調査客体の本人が記入する「自計式」より、調査員の記入する「他計式」の方が客観的な正しい結果が得られる。従って、統計調査は原則として、「他計式」を採用すべきである……………1件

自計式か他計式か、いずれの方式をとるべきかという事は、調査の性格によって決められるべきことである。しかし、これに対する調査客体側の意見は、全く反対であって、全国大会調査によると、43名のうち、37名は自計式を要望している。

- ⑤ 調査客体に対し、多少を問わず、謝礼を与えることが必要である……………6件

經常調査（標本調査）の場合には、調査対象に対して謝礼（報償品、報償費）が与えられている。現金の場合は、年間100～200円位の少額であり、また、物品の場合は、石けん、タオル、ハンカチ等である。例えば、労働力調査においては、タオル1本（80円相当）、商業実態基本調査においては、石けん3個（150円相当）である。家計調査の場合は、6ヶ月間毎月現金440円である。報償費の予算を増額すべきであるという意見はかなり多かった。謝礼を与えると、調査員と調査客体との接触が円滑となり、従って、調査客体の協力を得られ、結局、信頼度の高い統計を作ることになるという意見である。

- ⑥ 調査員の定員を増加すること……………2件

統計調査員の定員を増加して、調査員1名当りの調査対象の受持数を少なくすることが、信頼度の高い調査結果を得るために必要であるという意見があった。

- ⑦ 調査員手当等を増額すること……………1件

島大調査においては、調査員手当については別に独立した調査項目があったので、「自由意見」としての記入は1件だけであった。全国大会調査においては、手当の増額、交通費、通信費の支給、調査説明会への出張旅費の支給を要望する者2件、報酬の支給時日を一定させることを要望する者が少数あった。

なお、調査終了後、調査員に感謝状、表彰状を授与しているが、「1枚の印刷した紙片」しかも「用紙の裁断が悪いためか、紙上に斜めに印刷された粗末な紙片」のような、「誠意のない形式的な感謝状」は不要であるという意見が数件あった。

- ⑧ 統計調査に関する政府の広報活動が不十分であるから、もっと活発にすること……………2件
- 統計調査に際して、調査客体は、その調査の目的趣旨

を知らない場合が多いので、調査員が当惑する場合が少なくないのである。全国大会調査においても、同様な意見が2件あった。全国大会の調査客体調査（43名）をみると、「国は統計調査のPRをしていない」という回答が33名あった。また、「突然、調査員から依頼されて驚いた」という回答もあった。広報活動の不足は、調査に対する非協力の原因の一つである。

IV 統計調査員の問題点と今後のあり方

わが国の統計調査員の現状について、全国的調査と島根県の実態調査を中心として述べてきたが、最後に、現任の統計調査員のもつ問題点と、今後における統計調査員のあり方について述べてみよう。

1. 統計調査員の問題点

おわりに、既述の実態調査の結果を要約すると、主として經常調査の調査員についてではあるが、①一般的に、女子の調査員特に、主婦の多いこと。②青年と中老年層に偏り、壮年層が比較的少ないこと。③市町村公務員が比較的多いこと。④調査経験年数が長いこと。⑤市町村公務員と経験年数の長い者の多いことは、調査員獲得の困難性によるものであるが、また、このことがイメージの悪い調査態度に陥る原因の一つとなる場合もあること。⑥しかし、大部分の調査員は、低額の調査手当にもかかわらず、熱心に、良心的に調査を行なっていること、などの諸項目にまとめることができよう。既述のような各種の調査の調査員としての条件は、一応、備えているものと言えよう。しかし、社会統計調査においては、常に、調査客体の申告の「うそ」とともに、調査員の作為「うそ」もありうるということを忘れることはできない。調査員の調査に対する良心、誠実さが欠くべからざる基本的条件となるのである。

問題点としては、まず公務員の多いことがあげられる。女子の多いことも問題とされる場合がある。しかし女子の調査員については、ある特定の調査、例えば、商業実態基本調査において、飲食店、バー、料理屋あるいはサービス業の場合、女子の調査員が好まれないことがある。しかし、その他の調査例えば、工業統計調査、農林業センサスにおいても、女子は調査員として有能で優秀である。従って、女子調査員を避ける理由は特に認められない。

次に、問題点としては、職業的にみて、公務員特に市町村役場職員の多いことである。しかし、すべての公務員が調査員として不適任というわけではない。行政管理庁の調査によると、昭和45年国勢調査の調査員（全国）は、26.6%は公務員であった。特に、郡部では、38.0%を占めている。昭和45年工業統計調査の調査員の36.1%

は公務員であるが、郡部では、実に、58.5%が公務員であった。このことは、特に、郡部の農村地帯において、調査員に、公務員の多いことを示している。全国大会調査、島大調査によっても、このことは指摘できるが、結局、調査員を獲得確保することがむずかしいので、便宜的に頼みやすい役場職員などの公務員に依頼しているものと考えられよう。

しかし、調査の内容によるが、公務員が調査員として調査客体と面接して調査を行なう場合、客体の協力度、反応は一般の調査員と比べてちがってくる。すなわち回答の内容などに微妙な影響を与えるのである。例えば、役場職員は、直接には、国税徴収には関係はないが、地方税を徴収する地方自治体の公務員であるから、調査客体特に商工業者、農業者側からみると、役場職員は、徴税事務関係者でない場合にも、間接に税金に関係があると誤解する場合がある。従って、このような調査客体側の意識は、たとえ、それが誤解によるものであっても、調査結果、特に、所得、営業利益、取引高等に関する項目については過少申告をさせ、調査結果に偏りと誤差を発生させるのである。また、市町村行政に対して地域住民のもつ不満は、役場職員が調査員である場合、調査に対し非協力的態度をとらせる原因となるのである。そして、このことが調査結果に偏りを生じしめるのである。もちろん、市町村当局と地域住民との関係が円滑であって、市町村行政に対して住民の不満が少ない場合には、町村役場職員に対する反感も少ないから、職員が調査員として行動しても調査業務は順調に行なわれるであろう。

2. 今後における統計調査員のあり方

今後における調査員のあり方、組織の改善点については、既述のマイヤーに始まり、ジー・ジャック、フラスケンパー、鱈川、有田或いはモルゲンシュテルンに至る統計調査論、論査員論によって示唆されるところが大きい。

いま国の行なう統計調査について考えてみると、上意下達的な企画者の意識と運営機構のもとでは、決して、信頼度の高い良い調査結果は得られないのである。すなわち、あらゆる調査において、調査主体（決定企画者）、調査員（調査実務、労働担当者）、調査客体（被調査者）の3者間に、民主的で相互に円滑な良い関係が成立していなければならない。要するに、3者の関係が、権力的な一方的従属関係にあってはならないのである。

統計調査員は単なる統計調査の技術行程、労働行程の担当者ではない。ジー・ジャックの言うような単なる補助労働力或いは命令通りに動く非独立的機械的存在ではな

いし、また、そうであってはならないのである。調査員は、調査客体に直接に接触し、また、地域の事情にも明るいから、調査目的を達成させるためには、調査員が主体的な自主的行動をとりうる範囲を、一定のわく内で広げるようにしなければならない。このことが、現実を客観的に反映した信頼度の高い結果をもたらすのである。

このように問題を考えて、調査員のあり方をまとめると、次のとおりである。

(1) まず、調査企画者（国）は、調査客体側の社会経済的諸条件をよく把握している受託者側の地方自治体（都道府県）と密接な連けいをもち、地方の事情と調査経験を配慮して、決定実施しなければならない。また、地方自治体は、直接に調査客体と接する統計調査員側の調査経験と受持地域の特殊事情を考慮して、国の統計企画に対する都道府県側の考え方をきめ、それを国の企画者に反映させるようにしなければならない。従って、統計調査を実施する以前の企画段階において、国と地方自治体との間、および、地方自治体と統計調査員との間で、それぞれ、問題点を検討して、その結果をとりいれて、国は、調査計画を決定してから、実査を行なうべきである。要するに、調査客体側および調査員側の事情をよく配慮して調査計画を樹立することができるように、調査組織を編成すべきである。

(2) 調査実施過程において、調査員の判断によって行動・作業する範囲を広げるようにしなければならない。具体的には、標本調査の場合に、標本の抽出、あるいは、標本の変更を調査員にまかせること、また、調査項目の部分的変更（一部の削除或いは付加、選択）、質問方法の変更などである。もちろん一定のわく内のことであって、調査企画当局で定める調査実施要領で指示された範囲内であるのはいうまでもない。

(3) 次に、統計調査員が、単なる機械的補助労働力としてでなく、主体的行動をとりうる範囲を広げるためには、調査員の研修を行なって、その能力を高めることが必要である。すなわち、現職調査員の再教育である。しかし、現実には、その必要性は認められながらも、余り実施されていないのが実情である。もちろん、個々の調査の趣旨と方法手続の説明会は各府県、市町村等で行なっている。しかし、最も必要である統計調査の専門知識の研修はほとんど実施されていないのである。また、商業、工業調査の調査員のために商工業の専門の知識を習得させることが必要と考えられる。調査方法の教育と同時に社会経済、産業および文化に関する専門知識の研修を行なって、調査員の能力と教養を高めることは、何よりも必要なことである。

(4) 特に、都道府県内部において、統計調査員の組織を確立させることが必要である。例えば、県および市町村段階で、調査員を中核とする統計協会を設立することも考えられる。また、経常調査の調査員の確保をはかるため、常任統計調査員制度を、市町村で法制化することも必要なことである。常任調査員は、各種の経常調査の調査員或いは指導員であるが、定期的に行なう国勢調査、世界農林業センサスその他の悉皆調査の際には、臨時調査員の指導者となりうるように平常から訓練しておかなければならない。そのため、府県市町村は、彼等に手当を支給しなければならないし、その他の研修事業に対しても、かなりの財政的補助が必要である。

(5) 調査員手当支給の合理化と調査客体に対する謝礼（報償金）の支給範囲を広げることが必要である。最近、統計調査の種類が増し、その内容はますます複雑になってきているが、また、これに対応して、調査員の調査業務上の精神的、肉体的負担が大きくなってきている。さらに、調査客体側も、面接、調査票の記入などに多大の時間と労力を必要とするようになってきたのである。

従って、調査員手当を増額すると同時に、その計算基準と支給方法を合理化しなければならない。また、調査客体に与える謝礼を増額し、それを支給する調査の範囲を広げることが必要になってくる。

国の統計調査員の組織が、社会奉仕的意識あるいは名誉職的意識をもった調査員によって支えられているの

は、必ずしも好ましいことではない。もちろん、サービス精神とプライド意識は、調査員に必要な条件ではあるが、適正な手当を支給することは、調査員を確保し、組織を強化し、信頼度の高い統計をつくるために絶対に必要なことである。

参 考 文 献

1. 大橋隆憲訳，ゲオルグ・フォン・マイヤ：統計学の本質と方法：小島書店 東京 1943（昭和18年）p. 161～221
2. 有田正三：社会統計学研究：ミネルヴ書房 東京 1963 p. 165～191
3. 大橋隆憲，足利末男訳：フラスケンパー一般統計学：農林統計協会 東京 1953（昭和28年）p. 246～257
4. 蜷川虎三：統計利用に於ける基本問題：岩波書店 東京 1932（昭和7年）p. 167～185
5. O.モルゲンシュテルン 浜崎，山下，是永訳：経済観測の科学：法政大学 出版局 東京 1968 p. 14～44
6. 奥野定通：統計調査員の手びき：全国統計協会連合会 東京 1963（昭和38年）東京
7. 水沼 登：統計情報 第21巻第5号：1972 p. 104～107
8. 水沼 登：統計情報 第21巻第6号：1972 p. 138～142